

## 習志野偕生園デイサービスセンター（2024年6月適用）

### （1）通所介護

【基本利用料】 サービス提供時間区分 7時間以上8時間未満

〔1日あたり〕	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食費	1日分合計
要介護1	658単位	694円	700円	1,394円
要介護2	777単位	819円		1,519円
要介護3	900単位	949円		1,649円
要介護4	1,023単位	1,079円		1,779円
要介護5	1,148単位	1,210円		1,910円

※地域区分単価は10.54円になります。

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

※「7時間以上8時間未満」以外のご利用の場合は所定の単位数で計算いたします。

※感染症や災害等により利用者数が減少し、利用者数の実績が前年度の月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合、減少した翌々月から3ヶ月以内に限り基本報酬に3%を上乗せします。

#### 【その他加算／共通】

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	施設における職員配置が基準を満たした場合、いずれかひとつ
サービス提供体制強化加（Ⅱ）	18単位/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の9.2%を加算	当施設の体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の9.0%を加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の8.0%を加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の6.4%を加算	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
中重度者ケア体制加算	45単位/日	

#### 【その他加算・減算／個別】

入浴介助加算（Ⅰ）	40単位/回
認知症加算	60単位/日
送迎減算	▲47単位/片道 事業者が送迎を行わない場合
同一建物減算	▲94単位/日 事業所と同一建物に居住する場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月

### （2）介護予防通所介護・日常生活支援総合事業

#### 【基本利用料】

〔1ヶ月あたり〕	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食費
要支援1	1,798単位	1,763円	700円/日 利用日数による
要支援2	3,621単位	3,614円	

※地域区分単価は10.54円になります。

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

## 習志野偕生園デイサービスセンター（2024年6月適用）

### 【その他加算／共通】

〔1ヶ月あたり〕	要支援1	要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 単位	176 単位
サービス提供体制強化加(Ⅱ)	72 単位	144 単位
サービス提供体制強化加(Ⅲ)	24 単位	48 単位
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の9.2%を加算	当施設の体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の9.0%を加算	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の8.0%を加算	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の6.4%を加算	
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	

※サービス提供体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)については、当施設における体制により、該当する、いずれかひとつを算定いたします。

※上記利用料等は、法律の改正等により、変更される場合があります。

### 【その他加算・減算／個別】

同 一 建 物 減 算	▲376 単位/日 (要支援1)	事業所と同一建物に 居住する場合
	▲752 単位/日 (要支援2)	
運動器機能向上加算	225 単位/月	

### 【その他利用料】 別添「実費サービス一覧表」記載の料金

- \* 料金は、基本的に利用料請求書に合算して請求されます。  
※項目によっては、都度現金払いのものもあります。
- \* 料金は、状況に応じ変動・改定することがあります。その場合、事前に改定後の料金についてご説明させていただきます。
- \* 実費サービスのご利用は、あくまでもご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限ります。

#### (3) キャンセル料

- ・食費相当の700円（利用日の前日17時30分までにご連絡をいただいた場合はキャンセル料をいただきません。）

#### (4) 利用の中止

ご利用時、体調不良等によりサービスを中止する場合は、実際にご利用になった時間帯による保険適用分をいただきます。

#### (5) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたします。お支払い方法は、ゆうちょ銀行を通しての口座引き落としを基本といたします。引き落とし日は原則として毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）になります。通帳には「偕生園デイ」と印字されますのでご確認ください。また、後日領収書を発行いたします。